

2022年3月吉日

ウラジオストクータシケントー東京成田間

臨時チャーター便運航のお知らせ（政府認可条件）

平素よりジャパン・エア・トラベル・マーケティングをご利用いただき誠にありがとうございます。

日本-ロシア間での国際線運航停止（一部除く）の影響により、ロシアから日本への帰国手段も限られ、航空手配に苦慮されていることと存じます。

その不安を少しでも解消できる方法が無いかを弊社でも熟考し、航空会社と交渉を重ねた結果、邦人（日本在留資格をもつ外国籍の方）を対象にウズベキスタン航空が臨時チャーターの運航（タシケントー成田間）を行うこととなりました。

（ロシア各地からタシケントまではウズベキスタン航空定期便をご利用いただけます。）

早期ご帰国をご検討されている邦人（日本在留資格をもつ外国籍の方）の皆様へ、是非ともご案内ください。

なお航空予約・発券については、弊社がウズベキスタン航空より委託を受けております。

※ウズベキスタン、日本両国の当局の認可取得が前提となりますので、予めご了承ください。

1. 運航便スケジュール

●ウラジオストクータシケントー成田

出発日	航空会社	出発空港	出発時間	到着空港	到着時間	備考
2022年 3月19日（土）	ウズベキスタン航空 HY-3708	ウラジオストク	23:40	タシケント	02:25+1	定期便
2022年 3月21日（月）	ウズベキスタン航空 HY-3233	タシケント	05:05	成田	17:00	チャーター便

※チャーター便のためスケジュールは変更になる可能性もあります。（政府認可申請中）

※タシケントでトランジットの宿泊となりますが、弊社にて手配いたします。

尚、日本国国籍、ロシア国籍の方はウズベキスタン入国の査証は不要です。

2. エコノミークラス航空運賃 ※USD 又は日本円（1USD = 120円換算）で事前にお支払いが必要です

ウラジオストクータシケントー成田間	航空運賃（諸費税込）
大人運賃（12歳以上）、小児運賃（2歳以上12歳未満）	2,250USD
幼児運賃（2歳未満：座席利用なし①）	225USD
ビジネスクラス追加費用（タシケントー成田間のみ）	500USD 追加

※幼児の方が座席を利用する場合は大人運賃となります。

3. 航空運賃に含まれるもの

・燃油サーチャージ、空港税他諸税

・トランジットホテルおよび空港ホテル間往復送迎費用

※ホテルは出来る限り、お一人様でのご予約は 1 人部屋、ご家族の場合には同部屋をご用意するよう致します
(全体のご人数によって確約ではございませんこと、ご了承下さい)

4. 取消料/予約変更料

取消/予約変更条件	取消料/予約変更
出発当日	100USD
NO-SHOW（出発 60 分前以降）、 書類不備等による日本入国条件に適合していない方	払い戻し不可

5. 弊社手数料

種類	手数料
発券手数料	100USD
キャンセル手数料	100USD

6. 無料受託手荷物について

無料受託手荷物	
機内預け手荷物	1 個：各 23kg まで、3 辺の合計 158cm 未満
機内持込手荷物	1 個：各 8kg まで、3 辺の合計 115cm 未満

7. 超過手荷物、ペット機内持込について

超過手荷物	追加費用
無料分の個数を超えた場合	85USD
1 個の手荷物の重量が基準を超えた場合 23kg 超 32kg 以下	85USD
1 個の手荷物の重量が基準を超えた場合 32kg 超 45kg 以下	170USD
1 個の手荷物のサイズが基準（158cm）を超えた場合	85USD
ペット機内持込	お問い合わせください

① 最大 45kg を超える場合は、手荷物としてお預かりできません。

② 当日チェックインカウンターでのお申し出、お支払いは対応ができませんので、事前にお支払いをお願いいたします。

8. お問い合わせ先

代理人：（株）ジャパン・エア・トラベル・マーケティング

（営業課） TEL：03-6453-9159 e-mail：sales@jatm.co.jp

（航空手配課） TEL：03-6453-9139 e-mail：airrsv@jatm.co.jp

(一般のお客様 RTB : 日本語) TEL : 03-6809-3751 e-mail : rtbinfo@jatm.co.jp

(一般のお客様 RTB : ロシア語) TEL : 03-6809-1200 e-mail : rtbinfo@jatm.co.jp

■日本への入国

①日本への入国及び帰国の際には、検疫所へ「出国前 72 時間以内の検査証明書」の提示が必要となっており、「出国前 72 時間以内の検査証明書」が提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められていません。

※PCR 検査に関しては、追って詳しくご案内いたします。

への帰国・入国に際する出国前検査の検体について、これまでは「鼻咽頭ぬぐい液」、「唾液」及び「鼻咽頭ぬぐい液と咽頭ぬぐい液の混合検体」のみが有効な検体として認められていましたが、令和 4 年 3 月 9 日午前 0 時（日本時間）日本到着以降は、「鼻腔ぬぐい液」についても有効な検体に追加されることになりました。

③また、検査証明書の様式として厚生労働省指定の所定フォーマットの使用を原則お願いしてきましたが、上記 2 の変更に伴い所定フォーマットも改訂が行われましたので、日本への入国・帰国の前に出国前検査証明を今後取得される場合には、厚生労働省指定の新しいフォーマットの使用をお願いいたします。

※日本への最新の入国条件は下記からもご確認いただけます。

・外務省海外安全ホームページ

(<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)

・法務省ホームページ

(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00245.html)

・厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)